

たばこを吸うお客様、吸わないお客様。共に居心地のよい社会環境創出のために

C O F F E E S H

お店の「喫煙ルール」を、 店頭表示しましょう。

喫煙ルールを店頭で表示するための「喫煙ルールステッカー」を作成しました。

喫煙ルールの店頭表示によって、お店が決めた喫煙ルールが入店前のお客様に伝わり、たばこを吸うお客様、吸わないお客様の双方がお店を選択しやすくなります。

お客様はお店の喫煙ルールを理解してから来店するので、望まない受動喫煙を避けることができ、クレームの減少にもつながります。

昨今、受動喫煙を防ぐための取り組みが求められていますが、喫煙ルールの店頭表示は、ステッカーを貼るだけなので誰にでもすぐに出来る取り組みです。

ぜひ、喫煙ルールステッカーを、お店の店頭にご貼ってください。



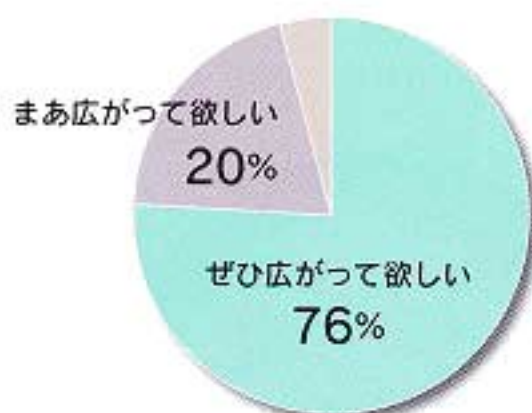
お客様も「喫煙ルール」の店頭表示を望んでいます！

喫煙ルールの店頭表示は、
お店を選ぶ参考になりますか？



参考になるとの回答が88%

喫煙ルールの店頭表示が、
他の飲食店にも広がって欲しいですか？



店頭表示が広がって欲しい、との回答が96%

※東京と神奈川のカフェでカフェ＆レストランが実施したアンケート調査。サンプル数 249

喫煙ルールの店頭表示で、
たばこを吸うお客様も、吸わないお客様も
共に居心地のよい社会環境を目指します。

2010年4月、神奈川県で、全国で初めて屋内の喫煙環境を規制する罰則付の条例「公共的施設における受動喫煙防止条例」が施行されました。お店も公共的施設とみなし、100㎡を超える場合には禁煙または条例基準を満たした完全分煙を義務づけるものです。そして兵庫県でも現在、お店の喫煙環境を厳しく規制する条例が検討されており、今後の状況は予断を許しません。また、「職場における受動喫煙防止対策」という名目で、お店の客席も職場とみなし、法律で喫煙環境を規制しようとする動きも出ています。

条例や法律でお店の喫煙環境が規制された場合、売上への大きな影響が懸念されます。また、分煙を選択しようと思っても、条例の分煙基準を満たすには、相当な設備投資が必要になります。

たばこの煙を避けたいお客様への配慮は大切です。と同時に、お店にとって、たばこを吸う方も大切なお客様。すべてのお客様が居心地のよい社会を目指すべきではないでしょうか。

そうした社会環境の創出のために、いま「喫煙ルールの店頭表示」の全国的な普及が急務になっています。喫煙ルールステッカーを店頭に張り出し、お客様が望む喫煙環境の店舗を来店前に選択できるようにする運動です。

店頭表示がお店に広がれば、たばこの煙を避けるための有益な情報となります。また、「禁煙店と思って来店したのにたばこが吸えるお店だった」というような、お店とお客様の意思疎通の不足によるクレーム防止にも大変有効です。

わたしたちは、お店とお客様のより良い未来のために、喫煙ルールの店頭表示の普及を推進します。

お店の喫煙ルールに合わせて、店



SMOKING

喫煙できます

入店前のお客様に配慮して
当店のたばこ環境を店頭表示しています
大阪府喫茶飲食生活衛生同業組合

**「喫煙できます」
ステッカー**

お店の中で、終日たばこが吸える場合に、店頭にお貼りください。



SEPARATION OF SMOKING

分煙しています

入店前のお客様に配慮して
当店のたばこ環境を店頭表示しています
大阪府喫茶飲食生活衛生同業組合

**「分煙しています」
ステッカー**

お店で“分煙”を行っている場合に、店頭にお貼りください。

※分煙とはお店の店内において、たばこが吸える場所と吸えない場所が分けられている場合をさします。

頭にステッカーを貼ってください!



NO-SMOKING HOURS

時間で
分煙しています

禁煙タイム

： ～ ：

入店前のお客様に配慮して
当店のたばこ環境を店頭表示しています
大阪府喫茶飲食生活衛生同業組合



NO SMOKING

禁煙です

入店前のお客様に配慮して
当店のたばこ環境を店頭表示しています
大阪府喫茶飲食生活衛生同業組合

「時間帯で分煙しています」 ステッカー

ランチタイムなど、たばこをご遠慮いただく時間帯を設け、それ以外の営業時間はたばこが吸える場合に、店頭にお貼りください。

※禁煙タイムの空欄に、時間ステッカーを貼るかまたは、油性マジックでお書きください。

「禁煙です」 ステッカー

お店の中で、終日たばこをご遠慮いただいている場合に、店頭にお貼りください。